

# シーソーゲームの「孤児」訴訟

—明暗分けた神戸、東京判決—

全国の裁判所で闘われている中国「残留孤児」訴訟は、昨年末から今年初頭にかけて、まさに「天国と地獄」を見た。

勝訴に沸き立った神戸地裁の画期的な判決（二〇〇六・一二・二）。翌日の各新聞の紙面には「残留孤児、国に賠償命令」「帰国、違法に制限」「支援義務怠る」「六一一人に四億六八六〇万円」という大

活字が跳ねた。裁判所前で「勝訴」の垂れ幕を掲げ、「やっと日本人になれた」と、文字通り欣喜雀躍する原告らの写真には、涙さえこみ上げてきた。担当の橋詰均裁判長が、国などに賠償命令を出した尼崎公害訴訟の陪席判事だったことから、原告や弁護団の中には、判決前から秘かな期待感が漂っていたが、それが現実となったのだ。

判決はまず、満州移民をはじめとする戦前の国策が「孤児発生の原因」であると明確に指摘。

その上で、「国は、一般在留邦人を無防備な状態に置いた

政策によって発生した残留孤児を救済すべき高度の政治的責任があり、孤児の帰国を制限する違法行為があった」として、「早期帰国実現義務違反」を認定した。さらに「北朝鮮拉致被害者と同等の支援措置を受ける権利があり、国は必要な支援措置の実施を怠った」と判示し、「自立支援義務違反」も容認した。訴訟で争われた主な三点について、ことごとく原告の主張を「正当」とし、原告六一一人に一人当たり約六〇〇万〜三〇〇万円の慰謝料の支払いを命じたのである。

判決後直ちに、原告らは「孤児問題の全面解決」と「控訴断念」などを求める行動に立ち上がった。全国の原告団が続々上京、地元選出国会議員への要望、厚労省前座り込みを連日行った。だが、二月一日、孤児らの叫びを振り払うかのように、国は大阪高裁に控訴した。

年が明けて〇七年一月三〇日。今度は、孤児らの希望が、まるでハンマーで打ち砕かれたかのような宣告が下された。原告らの訴えを全面的に否定した東京地裁の「門前払い判決」である。全国最大のマンモス裁判で、しかも神戸勝訴判決直後とあって、注目度が高まっていただけに、この「全面敗訴」には、孤児たちのショックと動揺が大きかった。

加藤謙一裁判長は「戦前の国策を先行行為（孤児となった法的理由）とは認められず、国の法的賠償義務との法的因果関係はない」と、一刀両断。

この前提に立って、国の先行行為に基づく「早期帰国実現義務」も「自立支援義務」も法的根拠がないと、切り捨てた。そのみならず、「日本語が

出来ず、日本文化や生活習慣にも慣れない帰国者が一挙に入国すれば、かえって日本社会への定着は困難になり、国内で混乱と批判が生じる」とか「国は孤児らの希望に沿い、帰国後の日本社会適応の制度を整備し、人道上必要かつ実行可能な措置を講じている」と評価できる」とまで述べ、徹底した政府擁護の論理を展開した。今度は、判決不服の原告側が、控訴した。

この二つの判決は、左右両端に分かれたわけだが、東京・加藤判決が「孤児の損害は、いわゆる戦争被害であって、国民が等しく受忍すべきもので、国に賠償責任はない」との立場であるのに対し、神戸・橋詰判決は「孤児の不利益は、戦争被害とは言えず、国の不法行為によるものであり、救済義務がある」と真つ向から対立した。この基本的なスタンスの違いが、判決を「明」と「暗」に分けたのである。

安倍首相が東京判決後、原告団代表七人と面会「厚労相に新たな対応策を指示した」と、支援策拡充を約束した。全国原告・弁護団による「全国代表団」が結成され、厚労省との「協議」が開かれ（二月二十八日）、三月九日には、大阪で孤児からの聞き取り調査や原告・弁護団との協議が行われ新たな支援策策定へ厚労省が重い腰を上げ始めて入る。岡山・香川訴訟は次の公判日程が立っていないが、三月二三日徳島、同二九日名古屋、四月二五日広島、六月一五日高知、札幌と判決予定が目白押しだ。勝訴と敗訴のシーソーゲームの中、孤児らの苦難の老後は、今日も続く。

中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟 ⑮

## 国の“政治決着”案、高まる反発

—連続敗訴乗り越え、全面解決へ—

六月十五日、「南国土佐」と「北の国」で、全く趣意の異なる言い渡しがあった。全面棄却の札幌判決は論外として、高知判決(写真)には、原告・弁護士から「一定の評価」の声が上がった。

高知地裁・新谷裁判長は「国に早期帰国実現の義務違反」を認め、「義務」はあっても

「違反」はないとしてきた。それまでの敗訴判決から、一步踏み込んだ認識を明示した。しかし、結論的には「時効」を盾に「国家賠償権は棄却」し、原告にとつては「敗訴」であることは変わりがなかった。

ところが、判決文にはない“付言”の形で、「司法救済には限界があるが、立法・行政には時効撤回の余地がある」と、かなり思い切った表現で異例の所感を述べた。公判中に和解を持ちかけたが、国に拒否されたことや年金登録ミス問題で政府が時効を撤廃したことが念頭にあつたものと思われた。



これより先、徳島地裁・阿部正幸裁判長の判決(三月二三日)でも、原告請求をいづれも棄却したが、「国は、その発生原因に関与した立場とともに人道上の観点から、中国残留者が困難な状況から脱することができるよう限りの配慮をすべき政治的責務を負っており、国が採ってきた自立支援策の内容が十分であったと言えないのは明らかで、その責務を尽くしているとは言えない。支援策の立案・実施には、国家財政、社会経済等の

諸事情にも配慮せざるを得ないが、帰国時点で既に中高年になつていて、手厚い支援策を実施したとしても、不安のない生活基盤を築く事はできず、年金制度等の特別立法措置が必要で、国は政治的責務を果たすべく、更なる努力を尽くすことを望む」と述べ、政治決着は国の義務である、と言わんばかりであった。広島判決(四月二五日)でも、政治決着を促す文言が添えられた。

その政治決着が、この間に動き始めた。厚生労働省は六月上旬、「中国残留邦人特別給付金制度」案を固めた。その内容は、①免除期間の保険料を国庫で負担し、老齢基礎年金の満額(月六万六〇〇〇円)を支給②生活保護受給孤児を対象に生活保護制度とは別の「中国残留邦人特別給付金制度」(仮称)を設ける。特別給付金の基準額は、生活保護の扶助費と同程度の一人月約八万円だが、本

人の収入(基礎年金は四万四〇〇〇円のみ)との差額(二万六〇〇〇円)を支給③医療費、住宅扶助費は従来通り支給—というのが骨子。この新制度が実施されれば、生活保護を受けている人で、月額一〇万二〇〇〇円に増額される—というものは、月々わずかに二万二〇〇〇円に過ぎない。

孤児たちが提案している「全面解決策」では、「一人当たりつき一七万円(年金含まず)、配偶者には七万円加算」を要求しており、政府案とは、溝というより谷ほどの隔りがある。北朝鮮拉致被害者に対する支援では、帰国後最長五年間、一人月一七万円、夫婦で二四万円を給付している。損害賠償を認めた「神戸地裁判決」では、この制度も慰謝料算定の要件の一つにしていた。

五月末、厚生省前で、原告ら約千人が抗議の七二時間座り込みを行った。「ハンストも辞さず」の強硬論もあるほどだ。一部とはいえ国の責任と違法行為を認め、司法外での救済を促した高知判決には「政治解決によい影響がある」と、期待感を感じさせている。七月実施の参議院選挙前にも、大詰めの局面が訪れそうな状況になってきた。どのような着地になるかは、これからの力勝負にかかっている。

岡山・香川訴訟は、九月六日結審することになった。原告・弁護士は「高知判決の成果を受け継ぎ、勝訴を目指す」という。

# 「新支援策」受託、裁判終結へ

—法制定と運用・実施へ新たな運動—

長かった裁判の中で、原告たちの微笑みに初めて接し得た思いがした。七月一日、中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟の全国原告・弁護団が、先に与党プロジェクトチームから提示された「中国残留邦人に対する新たな支援策」の全面受け入れを決定。これを受け、岡山でも、訴訟団が喜びの記者会見を開いた。

敗訴の連鎖に打ちひしがれてきた原告たちには、まさに、待ち焦がれた「円満な政治解決」であったに違いない。正面壇上に、弁護団・奥津団長、則武事務局長等と共に、原告団の高見事務局長、鴨井、湯口、大森、杉山の各原告の皆さんが並んだ。記者団から現在の心境を問われ、「これで安心して老後が暮らせる」とも満足している。「心から感謝している」など、たどたどしく言葉少なながら、それぞれ喜びを語った。一つの“歴史的”な瞬間と場面であった。

与党PT新支援策制度については、前号でも少し触れてい

るが、もう一度要旨を記しておきたい。具体的内容に入る前に、支援策制定に当たつての与党PTの「基本認識」を紹介する。これは、支援策合意—訴訟終結の前提となるものでもあり、いわゆる「孤児問題」への姿勢を知ることができるからである。

訴訟で原告が主張してきた「満州開拓団は国策であった」（国家責任）「引揚が順調でなく、帰国が大幅に遅れた」（早期帰国義務違反）、「政府の自立支援策も十分な成果を上げなかった」（自立支援義務違反）ことを認めた。

その上に、「長きにわたり、支援してきた弁護団はじめ関係者に敬意を表す」とまで付け加えた。これが政府ではなく政党レベルとはいえ、訴訟提起の目的がほぼかなえられ、意義があったといえる。個別の主な支援策は次の通り。

(一) 未納保険料全額を国庫で追納し、老齡基礎年金(月額六万六〇〇〇円)を満額支給。本人が既に拠出した基礎年金保険料は、本人に返還する。

(二) 収入に応じた特別給付金(月額約八万円)を、生活保護に代えて支給。孤児死亡後は、配偶者が受給。世帯状況に応じ、生活費、住宅費用、医療費、介護費用も扶助する。「収入認定」では、老齡基礎年金は全額、厚生年金(報酬比例部分)や勤労収入などは三割を除外する。

(三) 公的年金、特別給付金は預貯金できる。



資産価値五〇〇万円未満の不動産は所有できる。

(四) 渡航期間中も給付金は支給する。養父母の見舞い、墓参等の渡航費は、収入認定外とする。

(五) 日本語教育、一・三世代就労支援、住宅対策等の自立支援策に積極的に取組む。

これ等支援策実現のため、二〇〇八年度予算で財政措置が採られることになっている。

奥津団長は「立法上、今後の運用上、充分な配慮がなされることを期待する。支援策が、残留孤児の実情に即してきめ細かに実施されるため、その行方を厳しく見守っていく」との声明を朗読した最後に、「大きな悔悟、大きな憤り、そして少しの喜びをもって、この声明文を読み上げました」と締めくくった。支援策受入れが終着駅でないこと、真の「全面解決」への道はこれからであることを力説したかったのだろう。

別の集会で、「支える会」の小林事務局長は「給付制度によって新たな問題発生も懸念されるので、生活現場で地域の支援・理解を広める必要がある」と、今後の運動の難しさも強調した。

私はフト思った。訴訟をリードしていながら、新制度を待たずに不慮の死を遂げた前原告団事務局長・横山耿生さんは、この恩典に浴することができるのだろうか。横山さんに、この日を見せてやりたかった。会見場にその姿がないのは、千載の痛恨事であった。

(二)までは、「岡山・十五年戦争争資料センターニュース」二〇〇七年春季号・夏季号・秋季号から転載

中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟 ⑱

## 「残留孤児」支援法、ようやく成立

—裁判は2008年2月、終結へ—

六〇数年に及ぶ苦難の歴史に、ようやく終止符が打たれた。二〇〇七年一月二十八日、新テロ対策特措法の審議や防衛省次官汚職事件をめぐって大揺れの国会で、待ち望まれた中国残留孤児らに対する新自立支援法案（中国残留邦人支援法改正案）可決、成立した。いわゆる「残留孤児国家賠償請求裁判」を闘ってきた全国の原告・弁護団からは、数々の「喜びと感謝」の言葉が飛び交った。

岡山訴訟団も、急遽記者会見を開いた。冒頭、奥津弁護団長が「永年の念願がかない、新たな支援策の発表を心から喜びたい。一〇〇%満足できるものではないが、残留孤児が人間の尊厳を回復する第一歩だと評価し、すべての皆さんに感謝する。今後の運用や残された課題の解決について、厚労省などとの率直な話し合いを進展させていきたい」と声明を読み上げた。

続いて、原告団の高杉団長、大森副団長、高見事務局長が、

順次マイクを握った。「新しい法律の成立は、とてもうれしい。これで、老後の生活もひと安心、政府の温かさを感じている」「四年間の訴訟を振り返り、解決を心から喜んでいる。支援策の円滑な実施を希望している」「大変うれしい。この支援策で日本人の平均レベルの生活が達成できるかはわからないが、感謝している」などと、それぞれの心境を述べた。そして、三人は口をそろえて「弁護団、支援する会、マスコミはじめ多くの皆さんに感謝します。これからも孤児問題を理解し、協力をお願いします」と、謝意と期待の言葉を添えた。

しかし、三人の表情に、想像していた晴々とした「満面の笑み」は見ることができなかった。「裁判で勝ち取りたかった」「余りにも永く待たされた」という悔しき、「やっとな荷を降ろすことできる」安堵感、そして、悲しみと憤りに満ちた多年の緊張から解放された一種の虚脱感などが交錯し、もろ手を挙げて嬉しさを表わすことができないのでは…、ようやく訪れた幸せだが、喜び一色という気持ちにはなれないのでは…などと、私なりに彼等の胸の内を推し量りながら、その発言に耳を傾けたのだった。

今回実現した新支援制度の内容は、この「ニュース」でもこれまでに紹介してきたので割愛する。新制度は、二〇〇八年四月からスタートするが、「給付金の認定など、さらに詰めなければならぬ点があり」（弁護団・則武事務局長）、運用の段階で細かい問題が生まれそうである。新支援策が、本当に孤児等のものになるか否かは、これからの

「具体的な実施内容」にかかっている。

二二〇〇人を超える残留孤児が全国一五地裁に提起した「国家賠償請求訴訟」は、一斉にピリオッドが打たれる。この間、全面勝訴の神戸判決以外は判決のすべてが原告敗訴になっているが、高知地裁など裁判長が「新救済策による政治解決」を指摘した判決もあり、国会議員有志が強く支援に動き、政策転換が目の目を見た。「国家賠償」は手にできなかったが、国を相手に法廷に訴え出た意義は、計り知れず大きいものがあり、それなくしてこの日の成果はなかったといえる。

この間の原告・弁護団と厚労省との協議で、今回の立法措置は、裁判途中の死亡原告（三六名）の配偶者にも適用される。また、「帰化」孤児に対しても、特例措置で年金の満額支給がされるといふ。残留孤児と同じ趣旨で国家賠償請求訴訟を続けてきた残留婦人も、当然新法の救済対象になる。支援法改正を受けて、東京高裁へ控訴していた東京第一次訴訟の原告四〇名が二月一三日、訴えを取り下げ、訴訟解決第一号となった。一番で唯一勝訴判決を得た兵庫訴訟が二〇〇八年二月に大阪高裁で訴訟取り下げするのをはじめ、全国の原告も順次、訴えの取り下げや和解などの形で、裁判の幕を引くことになった。孤児訴訟と軌を一に進められたさいたま地裁の残留婦人訴訟も二月七日、訴訟が取り下げられた。（控訴中だった東京地裁の「残留婦人訴訟」は、東京高裁が六月二一日、一審同様原告の請求を棄却）

岡山訴訟は、二月二〇日行なわれた弁護団、被

告・国、裁判所の協議で、次回口頭弁論を二月二日に開き、原告側の意見陳述を最後に、訴訟取下げをすることが決まり、二〇〇四年二月に始まった裁判がフィナーレを迎える。原告・弁護団では、「多くの方々に協力、支援していただいたので、新支援策の説明と感謝の集会をきちんと開きたい」と話している。

二月一九日付の新聞の片隅に「残留孤児の身元判明、訪日調査では三年ぶり、宮城出身の男性」というニュースが目にとまった。一月に肉親捜しで来日した四名のうちの一人で、DNA鑑定の結果だった。訪日調査は一九八一年から続いており、これが三八回目。確かに「喜ぶべき朗報」ではあるが、敗戦から六〇年余、今だにこのような「朗報」に接しなければならぬのが悲しい、そして虚しい気がしてならない。

## 追記

### 中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟新支援法に託す「安心な老後」

#### ——訴訟取下げ、四年間の裁判終結——

「訴えをすべて取り下げます」——奥津亘弁護士長の締めくくりの言葉で、中国「残留孤児」国家賠償請求岡山訴訟は、法廷の扉を閉じた。原告・孤児たちが求めていた新たな支援制度が実現したのを受けて、司法の場での闘いに終止符を打つことになった。全国一五か所で展開されてきた「孤児国賠訴訟」も、東京、福岡、名古屋、そして唯一地裁勝訴の兵庫など取り下げが続いている。



岡山（香川を含む）訴訟は、二〇〇四年二月二〇日に第一次提訴が行われ、この日の最終公判が第一四回口頭弁論となった。裁判は、丁度四年間に及んだことになる。原告は順次増えて、計二七名（岡山一九名、香川八名）を数えた。〇四年七月

一四日の第一回口頭弁論以来、ほぼ二か月ごとに開廷され、この間一〇名の原告が陳述を行った。弁護団も岡山弁護士会約二百名のうち三九名が参加、異例の大部隊となった。

訴訟最後の舞台には、新庁舎に生まれ変わった岡山地裁第一〇〇号大法庭。旧法廷よりかなり広くなったが、傍聴者は抽選になるほど。まず、代表二名が意見陳述に立った。

「中国残留日本人孤児は、日本政府が発動した中国侵略戦争の最大の犠牲者です。私たちは、人間としての尊厳を回復し、老後の生活保障を求めて、国に対して裁判を起こした。四年間の裁判による闘いの結果、昨年一月二八日、新支援法が成立し、今回やっと明るい光を見ることができた」（岡山原告団長・高杉久治さん）

「今回の支援策は、うれしい反面、遅すぎた。残留孤児に残された時間は少ない。本当は、裁判所で国の過ちと損害賠償を認めて欲しかった。し

かし、新支援策ができたので、裁判を起こした意味は大きかった。新政策の下で、幸せに生きて行きたい。新支援策をしっかりと実行し、私たちが亡くなった後も、二世、三世が自立した生活ができるようにして欲しい」（香川原告団長・山口康江さん）

そして、奥津弁護団長の陳述は、四年間の思いを凝縮させた含蓄ある胸打つ「名スピーチ」であった。

「これでささやかながらも一定の安心と保障を受けることになった。訴訟はこれで終結するが、かくも永く無策の時代が続いた原因と責任、即ち、国家による孤児棄民政策、そしてこれと同質の侵略戦争を起した政策と思考の追及を忘れてはならない。さらに、新支援法は命をつなぎ得た人だけに適用されるのであり、中国の大地で命を失わざるを得なかった圧倒的多数の人々がいることを忘れてはならない。この裁判は政府・官僚の眠った頭を覚まし、政策形成の役割を果たせ、と思う。今後は、制度はできたが、運用は人間の問題だ。本当に人間の尊厳を取り戻す生活ができるようになっていく。」

ある帰国孤児がつぶやいた。「明日また、新聞に大きく出るのが、辛い」。新給付金などを盛り込んだ支援法に絡んで新たな波紋、違った視線、複雑な住民感情が、孤児らの身边には起きつつある。

この日の集会でも語られた「いかに地域と交流・連帯を深めるか」が、これからの最大課題である。（荒武一彦記）